

TMBニュース



税理士法人トータルマネジメントブレイン URL : <http://www.tsubota-tmb.co.jp/>
 有限会社トータルマネジメントブレイン Mail : tmb@tkcnf.or.jp
 【大阪本部】〒530-0045 大阪府大阪市北区天神西町5-17 7F TEL : 06-6361-8301 FAX : 06-6361-8302

令和元年11月11日発行
 担当：池田 翔

自筆証書遺言の保管制度の創設

令和元年、新しい時代の節目の到来と同時に、民法の大改正が入りました。今回はその民法大改正の中の自筆証書遺言の要件緩和に伴い、民法改正と共に立法化された「法務局における遺言書の保管等に関する法律」（遺言書保管法）についてご説明致します。遺言書保管法は、高齢化の進展等の社会経済情勢の変化に鑑み、相続をめぐる紛争を防止するという観点から、法務局において自筆証書遺言に係る遺言書を保管する制度を新たに設けるものです。この保管制度は令和2年7月10日に施行となります。

1. 遺言者による遺言保管申請（遺言書保管法第2条～5条）

まず、遺言書の保管は、遺言者が自己の所在地又は本籍地を管轄する法務局に自ら出頭して行わなければならない、と定められています。つまり、遺言書の保管は、遺言者が代理人によって申請することは認められず、遺言者自らが保管を担当する法務局に出向かなければなりません。遺言保管制度は、当該遺言が遺言者によって作成されたものであることを確認するものです。元気に法務局に行ける内に保管してもらいましょう。

2. 保管の対象となる遺言書

保管の対象となる遺言書は自筆証書遺言書のみです。しかも無封の自筆証書遺言に限られています。要するに遺言書を封緘した封筒に入れたものは受け付けてもらえません。公正証書遺言、秘密証書遺言はともに対象とはなりません。形式的な確認にとどまりますので、有効かどうかを判断してくれるわけではないためご注意ください。

3. 法務局が保管する遺言書にかかる情報の管理（遺言書保管法第7条）

遺言書の情報管理は電磁ディスク等をもって調製する遺言書保管ファイルに以下の情報が記載されて保管されます。これにより、遺言書の紛失や後日の変造等の心配は解消されることになります。

遺言書の情報管理は、磁気ディスク等をもって調製する遺言書保管ファイルに、

- ①遺言書の画像情報、②遺言書に記載された作成年月日、
- ③遺言者の氏名、出生年月日、住所及び本籍（外国人の場合は国籍）、
- ④遺言書に遺贈や遺言執行者の記載があるときは、その氏名又は名称及び住所、
- ⑤遺言書の保管を開始した年月日、⑥遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号等を記載する。

4. 遺言書保管事実証明書の交付（遺言書保管法第10条）

遺言者が死亡した後は、何人も、遺言書保管官に対し、遺言書保管所における関係遺言書の保管の有無並びに関係遺言書が保管されている場合には遺言書保管ファイルに記録されている遺言書に記載された作成年月日、遺言書が保管されている遺言書保管所の名称及び保管番号を証明した書面（「遺言書保管事実証明書」）の交付を請求することができます。全国のどこの法務局でも請求でき、すぐにあるかどうかを確認できますので安心です。

5. 遺言書情報証明書の交付請求等（遺言書保管法第9条第1項）

遺言者が死亡した後は、全国のどこの法務局においても相続人、受遺者、及び遺言執行者等（「関係相続人等」）は、遺言保管官に対し、遺言書保管ファイルに保管されている事項を証明する「遺言書情報証明書」の交付を請求することができます。これにより、遺言の内容が明らかにできます。

6. 遺言書情報証明書の交付請求又は遺言書閲覧請求の結果（遺言書保管法第9条1項）

遺言書保管官は、関係相続人等に対して遺言書情報証明書の交付又は関係遺言書の閲覧をさせた場合には、遺言書の存在を知らしめるために相続人、受遺者、遺言執行者等に対して遺言書を保管していることを通知しなければならない、とされています。よって、法務局保管制度を利用した場合、他の相続人に秘密にすることができません。

7. 家庭裁判所による検認が不要（遺言書保管法第11条及び民法1004条1項）

遺言書保管制度を利用した遺言書については、家庭裁判所による検認手続きが不要となります。これも遺言書保管制度を利用する大きなメリットです。遺言執行者がいる場合、検認手続きがいらないと名義書換がすぐできるので、相続後の手続きが迅速に完了します。

遺言書保管法の施行日は、令和2年7月10日からとなっており、施行日前に法務局に対して遺言書の保管を申請することはできませんので、ご注意ください。何かご不明な点等ございましたら、私共がいつでも対応いたしますので、お気軽にご相談くださいませ。